■　第２回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会【確定版】

〇日時：平成 25 年７月 18 日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：石川委員，伊東委員，片桐委員，川崎委員，熊倉委員，小泉委員，佐藤（佐）委員，佐藤（洋）委員，白柏委員，竹田委員，田中委員，遁所委員，長澤委員，長谷川（イ）委員，保坂委員，桝屋委員，松永委員　計 17 名

・関係課：保育課長，こども未来課長，広聴相談課長，こころの健康センター精神保健福祉室主査，保健所保健管理課長，保健所保健管理課補佐，住環境政策課長補佐，中央区健康福祉課長補佐，教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事　計９名

・事務局：福祉部長，障がい福祉課長，障がい福祉課長補佐，障がい福祉課員５名

〇傍聴者：８名

１．開会

（司　会）

皆様，こんばんは。３名の方がまだ来られていませんけれども，定刻になりましたので，ただいまから，第２回（仮称）障がいのある人ない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開会いたします。本日はお忙しい中，検討会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日の進行を務めます，障がい福祉課課長補佐の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましても，議事録作成のためテープ録音をご了承願いたいと思います。また，委員の皆様のご発言の際には，職員がマイクをお持ちしますので，挙手をお願いいたします。

なお，休憩は取りませんが，長時間の会議になりますので，適宜，トイレ休憩等がございましたら，取っていただければと思います。

次に，本日の配付資料の確認をお願いいたします。お手元にあります，まず資料１「差別事例の分析について」，これは後で差し替えということで差し上げていますので，資料１の

左に差し替えというように書いてあります。それから，資料２「差別事例の分析（福祉（サービス）分野）」，資料３「差別事例の分析（医療分野）」になります。資料４「差別事例の分析（商品販売・サービス提供分野）」，資料５「差別事例の分析（情報・コミュニケーション分野）」，これも追加でお送りしたものになります。また，参考資料としまして，１から３が分野別の差別事例の一覧になります。１が福祉（サービス）分野になります。２が医療分野，３が商品販売・サービス提供分野です。それから，参考資料４「基本条例制定済み自治体における条例の効果・課題」，これも後で差し替えをしたということで，参考資料４の左側に差し替えと書いてあります。それから，参考資料５「制定済基本条例比較表」，参考資料６「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議」です。参考資料７「障がいを理由として生きづらさ・差別等の募集事例（情報・コミュニケーション分野）」の一覧です。これも追加でお送りしたものになります。参考資料８「障害者達が暮らしやすい街づくりの理想提案」，これも追加でお送りしたものになります。それから，本日，机上に配付したものとしましては，本日の次第，名簿，座席表ということになりますが，以上，お手元にございますでしょうか。

それでは，開会にありまして，鈴木福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

２．福祉部長挨拶

（鈴木福祉部長）

皆さん，大変ご苦労さまでございます。先回の会合でも全員の委員の皆さんからご出席をいただきましたし，今回は残念ながら長谷川美香委員がどうしても都合がつかずということでご欠席でございますけれども，その他の委員の皆さんには全員参加をしていただけるということで，大変ありがたいと思っております。

先回の初会合におきましては，皆さん方の発言から非常に熱い思いを感じることができましたし，またすべての人が大切にされいかされるまちづくりを推進するための条例を作っていこうということで，これも共通認識に立っていただけたものと考えております。また，７月７日の市報にいがたの市長随想「ひこうき雲」の中におきましても，市長がこの会に対する期待にも触れておりますし，そういった中で障がい者の雇用や暮らしを大きく前進させる年とするのだというようなことも述べております。いろいろな意味で，この会合をいい形でスタートができたものと大変喜んでいるところでございます。今回から，具体的な差別ケースをお示ししながら審議ということでございますが，これらの差別について，だれが悪いという追求の場ということではなくて，こういった不合理な差別の解消に向けてどう取り組む

べきかという前向きな視点でご議論いただければと思っているところでございます。大変，ご苦労をおかけいたしますが，よろしくお願いいたしまして，簡単ではございますが，冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

３．報告事項

（司　会）

ありがとうございました。続きまして，次第３報告事項について，何点かご報告させていただきます。まず，１点目です。事例の分析における検討分野の変更についてですが，こちらにつきましては，追加資料をお送りした際にお知らせしましたけれども，委員の皆様やオブザーバーの方の出席状況を考慮しまして，少し変更させていただきました。具体的には，資料１の裏面２ページになりますが，ご覧いただきまして，網掛けしてある分野が変更したものになります。例えば，第２回の⑧情報・コミュニケーション分野が第４回から。第３回の⑦住宅分野が第４回から。第４回の③商品販売・サービス提供分野が第２回。⑤教育分野が第３回から変更しておりますので，ご了承をお願いいたします。

次に２点目です。先日，委員の皆様からご提案がありました，インターネット放送の件ですけれども，これも事前送付資料を送る際にお知らせいたしましたけれども，委員の皆様の意向調査の結果，また設備，環境，費用面からも多額の経費がかかることを勘案しまして，当検討会でのインターネット放送については見送りとさせていただきましたので，ご了承お願いいたします。

次に３点目です。参考資料４をご覧ください。基本条例制定済自治体における条例の効果・課題についてですが，こちらについても前回の検討会でご要望のありました，条例制定済みの自治体に条例制定の効果，課題についてアンケート調査を実施いたしました。その結果を載せたのが参考資料４ということになります。条例制定の効果としましては，例えば，千葉県の「専門の相談機関，紛争解決の仕組みができたことにより，差別を受けた障がい者が安心して声を出せる環境が整えられたこと。」「障がい者について理解を広げる動きが出てきたこと。」などが上げられます。また，課題としましては，熊本県，八王子市の「県民，市民への条例の周知が進んでいないこと。」などとなっています。

次に４点目です。参考資料５をご覧ください。これは制定済みの基本条例の比較表となっています。こちらについても，前回，検討会でご要望のあったものになります。この中では，特徴的な取組としまして，千葉県で推進会議という仕組みを設けて，差別の背景にある制度や慣習を変えていく取組を行っていたり，北海道では障がい者への就労支援に対する規定を

多く盛り込んでいるというのが特徴になっています。項目がかなりたくさんありますので，申し訳ございませんが，詳細については後でご覧いただきたいと思います。

次に５点目です。参考資料６としまして，先日，田中委員から説明のありました，差別解消法の附帯決議を参考として配付させていただきました。

最後に６点目になりますけれども，参考資料８としまして，事前に石川委員より提出されたものをお配りしています。こちらは，石川委員の発言として，委員の皆様にご確認いただくとともに，石川委員におかれましては，今後の関連する議事の中で必要に応じてご説明いただければと考えています。少し長くなりましたけれども，以上で報告事項を終わらせていただきます。

次に，本日の委員の出席状況ですが，先ほども部長の話にありましたが，長谷川美香委員から欠席の連絡をいただいています。まだ，来られていない委員もいらっしゃいますけれども，よろしくお願いいたします。

それでは，これより議事に移らせていただきます。長澤座長よろしくお願いいたします。

４．議事

（１）差別事例の分析の目的について

（長澤座長）

よろしくお願いいたします。それでは，次第に従いまして，議事を進めさせていただきます。

はじめに議事の（１）差別事例の分析の目的についてですが，事例分析に入る前に，その目的について事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは，資料１をご覧ください。事前送付させていただいておりますので，簡単に説明をさせていただきます。

まず，目的ですが，委員の皆さんで共通認識を持っていただき，その解決方法やそれに向けた課題ですとか，条例に盛り込むべき内容を検討することというように考えております。また，分析する事例ですが，今年度に入りまして行った事例募集によって集まった，こちらの 167 件と，新潟市障がい者計画策定時に行ったアンケートで寄せられた差別内容，これは平成 22 年度に実施したものになりますけれども，こちらが 305 件，さらに前回の委員の皆様からご発言いただいたものも加えましたものを，今回，分析する対象としております。

次に，裏面に行きまして，分析方法，考え方になりますけれども，まず分野ごとにグルー

プ化しておりまして，それを三つの類型に分類いたします。障がいを理由として，区別などの異なる取扱をする差別的取扱にあたる事例かどうか。障がいのある人に合わせて，その状況に応じた変更や調整を行わない合理的配慮の不提供にあたる事例かどうか。そしてその他としてそれ以外のものとなります。そして，資料に記載いたしました分類が適切かどうか。差別が起きないようにするには，起きてしまったときはどうしていくかというような視点で検討いただきたいと思います。事例一つ一つを掘り下げるには，事例の背景ですとか，前提条件など情報の限界がありますので，各分野の各類型ごとに，今，申し上げたような視点で，その解決方法や，それに向けた課題，条例に盛り込むべき内容について，ご意見をいただきたいと思います。

最後の４番は，事前予告した分野の検討スケジュールを変更させていただいておりますので，ご確認いただきたいと思います。簡単ですが，以上で資料１の説明を終わります。

（長澤座長）

ありがとうございました。ただいま，事務局より事例分析の目的について説明がありました。第２回から第４回までの事例分析の中での大事なポイントとしましては，障がいのある方々が差別だと感じる事例を見ていくとともに，その差別をなくすための解決方法やその実現に向けた課題として，条例に盛り込むべき内容について，委員の皆様で議論していくことだと考えますが，今の説明について，お聞きになりたいこと，ご意見ございませんでしょうか。では，また何か不明な点がありましたときには挙手をお願いいたします。それでは，このあたりで議事１を終了させていただきます。

（２）差別事例の分析（福祉（サービス）分野）

（長澤座長）

では，早速，これから事例の分析に移りたいと思いますが，検討時間としては，終了が９時となっておりますので，今，大体７時 15 分くらいですから，１時間 45 分の間で三つの分野を議論していくことになります。時間の制約はありますけれども，どうしても時間内に三つ片づけなければいけないということではありませんので，じっくり検討していただきたいと思います。進め方としては，先ほど，事務局から説明がありましたように，事例一つ一つを掘り下げて深く議論するというよりも，あらかじめ差別事例を三つに分類していますので，その分類ごとに検討したいと思っています。ポイントは，紹介されたこのような差別をなくすためにどうするか。特に条例にどのように盛り込んでいくかという視点が重要だと感じますので，ぜひともそのような視点でご意見をいただきたいと思いますが，いかがでしょうか。進め方について，まずはご意見やご質問をいただきたいと思います。それでは，早速，進め

てまいりますが，私もなにぶん，こういったことは初めてなので，どのような展開になるか，いささか不安な点もあるのですけれども，ぜひとも積極的にご発言いただきたいと思います。

それでは，１，最初の資料といたしましては，福祉分野に関して資料２をご覧いただきながら，障がいを理由とした差別的扱いと考えられる事例について，このような差別がなくなるように，差別が生じないための対応。生じてしまってからの対応など，ご意見をいただきたいと思います。委員の皆様，いかがでしょうか。

（竹田委員）

権利擁護センターぱあとなあ新潟社会福祉士会の竹田と申します。福祉（サービス）分野の事例ということで，早速，具体的な事例の分析に入っていくわけですけれども，最初にさまざまに出てきている事例に関して，基本的な視点として，何が差別で何が差別でないかというようなフィルタリングといいますか，分類をやっていくことを一つ目的にしているのですけれども，それだけにこだわってしまうと，分類をすること自体が目的化してしまって，そこの根底にどういう本人さんの困り感があって，この問題提起がされているのかという大事な部分が抜け落ちてしまうのではないかということが危惧されるのです。そういう意味では，この条例の中に盛り込むのは，いわゆる普通の認識の状況からしたら，これはやはり差別だよねというようなことが，一般の人が見て分かるような典型的な事例です。これを一つの物差しとして，各３分類ごとに示していくというような形のことは必要になっているかと思います。同時に，すべての困り感に対して，どのようにこの方の困り感を解決していくかということについては，個別的な相談をきちんとして，その方の主訴ときちんと向き合って，対応していく必要性があるかと思いますので，そこの相談という部分が非常に重要になるということを前提にして，話を進めていければいいなということを感じました。

（長澤座長）

ありがとうございました。今のご発言は，福祉分野のことに限らず，すべてについて当てはまることではないかと思いました。分類するということも大事なことですが，一般の人が見て分かる事例，一つの物差しとして３分類ごとに示す。さらには解決として，個別にそれぞれ違うわけですから，個別的相談ということをやっていくというようなご発言だったかと思います。今のご意見について，委員の皆様，どのようにお感じになりますでしょうか。

それでは，まず福祉（サービス）分野についての障がいを理由とした差別的取扱ということについて，差別，差別でないという一つの分類をするということから始まると思われるのですが，進め方としてはそれでよろしいでしょうか。では，具体的に福祉（サービス）分野における，障がいを理由とした差別的取扱というものが，一つの基準としてどのようなことを規定すればいいか。何か一つ具体的なご意見等あれば検討しやすいのですが。

（片桐委員）

片桐と言います。ごめんください。

私は子供が大きいので，福祉分野ということに縁がないかもしれませんけれども，私が住んでいるところで，発達障がいの子供さんで，小学校４年生で，今，普通学級に入っているのですけれども，今年の入学式に非常ベルを鳴らして大変なことが起こったり，発達障がいの子供というのは特殊な才能があるのですけれども，人と接することが苦手な子供で，今，私たちの地域で工事が行われているのですけれども，そのトラックの鍵を全部自分のうちの鍵で壊してしまうとか，そのときに対応した学校の担任の先生，それから校長先生のお二人が言われるのは，お母さんの育て方が悪いと，だから子供がこうなるのだと。もっときちんと育てなさい，本来ならば，こういうところにあなたのお子さんは来るのではないというようなことを言われて，お母さんがすごくショックを受けて，そのお母さんは母子家庭なのですが，子供は女の子と男の子，それとお母さんと。お母さんは必死になってパートで朝９時から夕方５時まで掃除婦をやっていらっしゃるのですけれども，そういう相談を受けまして，子供に寄り添ってあげないととてもだめだということで，一時的でもいいから，生活保護をもらって，子供と一緒にいたほうがいいのではないかという，今，いろいろな相談をしているのですけれども，何せ，人の話を聞かないものですから，スーパーがなくて，コンビニに行って，自分が好きなものをじだんだ踏んで大泣きして買うのです。そうすると１か月のお菓子代から何から5,000円かかるというのです。

それではとても生活できないということで，お母さんとおばあちゃんが悩んでいらっしゃって，どうしたらいいのだろうということで，今，いろいろな人たちと相談しているのですけれども，はまぐみに週１回，その子供が行っているのです。そして，学校から帰ってくると，学童保育に行っているのですけれども，その子供を一人の学童保育の先生が見ていて，拘束されて，もう縛りつけられるようにしているものですから，時間が過ぎると子供は解放されて，暴れてしまって，何をするか分からないのです。そういう状況で，周りに自分の子供がこうだとかということを，お母さんが言えないでいるので，もっと障がいがあることを周りの人に言ったほうがいいということで，相談に乗っているのです。学校の対応の問題，地域の人たちの私たちがかかわっている対応の問題ということで，いろいろご意見を聞かせていただきたいと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。今，検討の内容としては，医療，福祉分野の差別か，そうではないかという規定をはっきりさせたいと思いますので，申し訳ありません。

資料２に基づきまして，福祉（サービス）分野です。障がいを理由とした差別的取扱とい

うものを明確にする意味でも，ある意味で，少し表現は悪いのですけれども，線を引くといったラインが示されることが大事かと思うのですけれども，具体的なご意見を，指名で大変恐縮なのですけれども，川崎委員，何か具体案としてありがたいのですが。

（川崎委員）

会長のご指示でございますけれども，先ほど竹田委員がおっしゃったのは，分類をしている際に，市民の方が最も分かりやすいような事例として示せないだろうかというお話だと思うのです。ところが，私自身感じている，障がいという言葉です。これはあまりに多様で，恐らく困り感の表現というのは非常に難しいのだと思うのです。その辺を作業しようとしますと，イメージする困り感。実際，体験された方というのは，ご自分の体験としてこういう事例として挙げられるかと思うのです。これはやはり整理した上でとなると，非常に難しい作業になりそうな気がしておりまして，おっしゃっていることはよく分かったのですが，お聞きしながら困ったなと思ってお聞きしていました。

本当に障がいでのお困り感，集約していくというと，確かにいくつかには集約できると思います。しかし，今ほど片桐委員がおっしゃった発達障がいのことと，それで翻って知的障がいと言われる方たち，また精神障がい。それぞれの特性を一緒にできるかと言われると，私は，その作業に自信がなくて，少し困ったなという印象で，答えにも何もならなくて恐縮なのですが，ただ，困り感という視点です。これはしっかりととらえる。

そういった意味では，一つの考え方として，これは事例としてせっかく上がったものですし，確かに背景もあろうかと思います。しかし，この障がいのある方，またご家族を含めた関係の方がこういう受け止めをしたというのは紛れもない事実だと思うのです。そういう意味では，そういう受け止めをする自体，差別の中で範疇としては考えていいのだろうと。ある意味，ハラスメントなども似たようなところがあるように思います。要は，そういうものを受けた，それを事例として積み重ねた中で相当整理ができるのかなと。そういった意味で，もう少し，ここに出てきているだけではなくて，実際，この事例自体が氷山の一角のような気もしています。声にならない，また声にできなかったということも含めまして，そういう意味では，この場でということは少し難儀なことだなと思いました。申し訳ありません。

（長澤座長）

ありがとうございました。突然指名して，本当に申し訳ありませんでした。やはり今，私もお聞きして重要なポイントというのは，当事者の困り感という視点を大事にするということ。

（遁所委員）

自立生活福祉会の遁所と申します。今，川崎委員や皆さんの意見をお聞きしまして，物差

しというところになりますと，まずバリアフリーと差別は区別していいと思います。というのも，温もりの会の方が前におっしゃったのが，差別というのは個人に対する心の困りごとであり，バリアフリーというのは，平成７年に障害者白書で正確に四つのバリアフリーということで定義されたので，そこは明確に物差しづくと思いますが，困り感ということでは，川崎委員のおっしゃるとおりで，私も賛成です。また，ここに上がっている事例については，みんな困り感，すべて困り感でありますし，多分，これから，片桐委員がおっしゃった学校の問題でも，バリアフリーからすれば，階段があって上れないという，バリアフリーにしたいという困り感と，また学校の先生の理解が足りないという，差別になるのかという困り感というところで整理していければと感じております。

（長澤座長）

ありがとうございました。バリアフリーと差別というものを区別して対応していくというようなご意見だったかと思います。

（長谷川(イ)委員）

私は西区に住んでいますが，一応，自治協議会の役員になっているのですけれども，見ると一応，高齢者の見守りとかそういったものはあるのですが，障がい者というのは入っていないのです。それで，障がい福祉課の課長さんに聞いてみると，その中では障がい者が入っているということなのですけれども，唱えている題目といいますか，そういうところには障がい者が入っていないのです。

あと私が，今，言われたことに対して当てはまるかどうか分からないが，私は，この前，隣にいた人に，私は五十嵐３の町に住んでいるのですけれども，３の町の自治会長さんに，一応，こういう役になったからということで，あいさつに行ってきなさいと言われたのです。うちの主人と一緒に，そこの家を探して一緒に行ったのですが，そのときに，「何かをしてほしいのですか。何をしてほしいのですか。」というように，いやそういうことではなくて，自治協議会の役員としてあれですというように言ったのですけれども，障がい者となると何をしてほしいのですかと，そういうことばかり言われるのです。それで，旦那さんは障がい者ですか，子供さんは障がい者ですかと，そういうことも言われたのです。後で考えてみると，これは差別ではないかと思って，やはりそれはそれとして，条例みたいなことで，一応，障がい者もお年寄りばかりの見守りとか，そういうことではなくて，障がい者のほうも入れてもらいたいのです。言っている意味は分かったでしょうか。

（長澤座長）

分かりました。ありがとうございます。

（長谷川(イ)委員）

高齢者は住宅でも，健康福祉課長さんに西区のを出してもらったのですけれども，みんな高齢者なのです。でも，障がい者の住宅というのは何もないという感じなのです。ここのところにも，何番目かのところに，高齢者の福祉施設はあるけれども，障がい者はないということも書いてあったのですけれども，それと同じように，西区もほとんどゼロに近いみたいな感じなのです。

（長澤座長）

ありがとうございました。佐藤委員お願いいたします。

（佐藤（洋）委員）

人権擁護委員の佐藤と申します。

前回も竹田委員さんから，例えば，合理的配慮なら手話通訳がついて，そこに要約筆記もついていいのではないかというお話がありました。私も，実は要約筆記をやっております。20 年間やってまいりまして，やはりいろいろな気づきはありました。その中で，障がいの特性を知って，そしてそれに対して私たちがどう援助するか，支援するかというところが一番大事なのかなと思いました。

中途で耳が不自由になった方は手話が分からないということで，筆記をやるわけですが，そういう部分で，筆記，文字がないとき，講演でもイベントでも何でも，文字表示がないときに，疎外感を与えているのではないか。ですから，私たちが，要約筆記奉仕員を養成するときは，疎外感を与えないこと。それに配慮して，例えば要約筆記だけのことを申し上げますと，早く，正しく，読みやすく，全国共通で学んでいきましょうということで，一生懸命やっているのですけれども，手話も同じだと思います。

とにかく自閉症のお子さんをお持ちのお母さんが，人権擁護委員のほうに電話で相談があったとき，たまたま私が出たときに，自閉症に関しては，そこにいらっしゃる角田さんのところで，私も随分学ばせていただいて，それで電話の方には，私たち市民が自閉症ということをどういうものかとらえて，それに対してどういう支援をしたらいいのか，どのようにして，私たちがあなたたちの悩みを受け止めて，きちんと対応できるか，それがなされているとあなたたちの悩みはなくなるのでしょうねということを話したことがあります。そうしたら，そのお母さんは泣いておりました。こういうことが本当に，私たちができる何かがあるのではないか。私は教育だと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。差別の基準というものを考える前に，まず，すべての人に障がいの特性を知っていただくという視点。私もこれはとても重要だと思いますし，疎外感を感じるということが，差別につながるというような視点も重要だと思います。今までいくつか

ご意見をいただいたのですが，これで今，いきなり福祉の整理をするということは非常に難しいのですけれども，ただ，今，いただいているご意見をもう少し拾っていくと，今後も違う分野でも基本的なことに活かされるような感じがするのです。私の勝手なご判断で大変恐縮なのですけれども，福祉に限定しなくても，とりあえず差別的な取扱，あるいは障がいを理由としてサービスの提供を制限されるとか，項目があるのですけれども，もう少し視野を広げてもかまいませんので，条例制定に向けて必要だと思われるような視点でもかまいませんので，もう少し意見をいただけますか。

（小泉委員）

進め方の問題なのですけれども，一応，ここに上げている事例の分析というところは，アンケートを取って，嫌な思いをさせられたとか，してほしくないことということとか，生きづらさを感じたとか，最後に差別を受けたとかという形で質問項目が上がっているわけです。これ自体は，差別というような独特の定義づけから判断する問題ではなくて，障がい者がいやだと，単にそれだけでもかまわないと思うのです。ですので，ここに上げられている事例自体が事例実体として，いろいろな個別の障がいの方たちから具体的に上げられているわけです。ですので，これ以外に福祉サービスの提供を拒まれたとか，制限されたかということを違う障がいを持っていらっしゃる方も，ここにいらっしゃると思いますから，どういった形の差別を受けたのかというところもピックアップしていただく。

条例づくりというところの視点からすると，そういう事例を踏まえたうえで，どうやってそれを改善していったらいいのかという改善措置をどのように持っていくかというところが焦点になると思うのです。なので，どちらかと言えば，重点はいろいろな障がい者が持っている差別で，こういうことを感じている。それを障がい者の立場からはどのように一般の市民の方とか，福祉サービスであれば，福祉施設の方たちにどうやってほしいのかというところをまずお聞きしたうえで，改善措置というところを集約していくということが必要になってくるのではないかと思います。どちらかと言えば，こういった事例があった。これはどうやったら解消できるのだろうかという視点のほうに重点を置いていただいたほうがいいのではないかと考えています。

（長澤座長）

ありがとうございます。そうしますと，やはり福祉と限定して，障がいを理由とした差別的取扱の事例，もう少しほかの障がいの方にも出していただきながら，改善策についてご意見を出していただくというような流れで，そういう受け止め方でよろしいでしょうか。

（竹田委員）

今，小泉先生からおっしゃっていただいたので，私も整理して，ちょうど思いついたこと

があったのでお話しさせてもらいますが，実は今週の土曜日に，新潟市の特別支援学校の高等部に通っていらっしゃる親御さんを対象にした特別支援学校の生徒の進路を考える会というイベントがあるのです。昨日，その打ち合わせをしていたのですが，その中で，進路アンケートの中で，卒業後の進路として入所施設というのが，確か 20 件近く上がっていたのです。入所施設と，グループホーム･ケアホームという選択肢であって，グループホーム･ケアホームが 30 件くらいというような感じの統計でした。私は今，入所施設に働いておりますので，そこの中に入所施設が進路として上がってくるというのはどういうこと？！という思いがあって・・・，今現在の中では飽和状態で，各施設とも累計で大体 30 人くらいの待機者がいるわけです。そうすると，入りたいといっても，まず入れないわけです。

そのことをご存じなのでしょうか？という話を学校の先生方にしたところ，それは多分，特別支援学校の先生はほとんどみんな知らないと思いますと。当然のことながら，親御さんも知らないと思いますと。入所施設は，当然，進路先として入れるものとして考えてアンケートしているのだと思いますというようなお答えがあったのです。

このような場合に，そういう思いで入所施設の門を叩いたときに，いっぱいで入れないのですと。なぜ入れないのですか？と。うちの子は知的障がいを持っているのに，知的障がいの施設なのになぜ入れないですか？と。これは差別ではないのですか？！というような話になりかねないかなと，今，事例を読んでいて思ったのです。ことほどさように，今現在の事実がほかの方々にどれだけ周知されていないかということが，差別を感じる温床になっているのかなということを，今，小泉先生の話を聞いて思って，まず先ほど，佐藤さんのほうからそれぞれの障がいの障がい特性を知っていただくこと，まず，これだけでも大事なのだというお話がありましたが，それと同時に，その業界の人には当たり前のことなのですけれども，ほかの一歩違う業界の人には，全く分からないという，ここの情報格差の問題ということも，すごく差別感を感じる温床としてはあるのかなということを感じました。

（長澤座長）

ありがとうございます。そうすると，必要な情報が差別につながりかねない，必要な情報制限というものがないように，情報があまねく市民の方に行き渡るということは，改善点として何か条例等にも活かせるのではないかと感じました。そのように受け止めてもよろしいでしょうか。

（竹田委員）

はい。

（長澤座長）

ありがとうございます。

（桝屋委員）

にいがた・オーティズムの桝屋と申します。

私も，今までの話をまとめて，頭の中で考えておりますけれども，やはり皆さん，専門的な分野の障がいについてはご存じかと思うのですけれども，それ以外の障がいについての特性とか，困り感というのは，専門外でなかなか理解に苦しむところがあると思います。私も発達障がいと精神障がいに関しては詳しいですが，それに対して目が見えないとか，耳が聞こえないとか，肢体が不自由というわけではないので，それほど大きな困り感というものもないのが現実なので，そういうところは皆さんで情報を共有できたらいいなと思いますし，それができて，初めて議論のスタートラインに立てるのではないかと思います。

あとは，それを知ったうえで，本当に時間が押しているのは重々承知なのですけれども，やはり解決の案を具体的に出さないことには，これから条例を作ったとして，それに対応していただける職員の方々や，それを遵守するであろう市民全員に対して指針が一切示されないまま，あいまいなことでお茶を濁されてしまっては，正直，条例を作った意味がないと思うのです。そういうことを思いました。この委員会が開かれるまでの間，全国の条例のこともいろいろ探したり，ネットでいろいろ検索して思ったのですけれども，やはり落とし穴とかがあるのです。具体的に努力はするけれども，それ以上の解決はできませんよとか，そういうことも条例をせっかく作ったにもかかわらず，言ってしまえば，耳障りは非常に役所の方には申し訳ないと思うのですけれども，税金の無駄遣いだなと。せっかくやるからには税金の無駄遣いをしないで，我々がここでこうやってお話をしているのも税金のうちですし，皆さんの税金で暮らしをさせていただいている身で大変恐縮ではありますけれども，私もそういう意味では，税金を無駄にはしたくないと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。次，お願いいたします。

（遁所委員）

実は福祉というところで考えたときに，選挙に行くということも福祉にしてもらいたいということがあって，実は，ここに来る前に不在者投票へ行っていたのですが，車イスの人のために少し低いところもありまして，代理投票というものもできたのですけれども，でも行くと，私を見ずに介助者の彼を見るというのは，この事例の中の視覚障がいの方を見ずに，ガイドヘルパーの人を見るとか，全く視覚障がいの方であっても，肢体不自由でも変わらないと，私のほうを見てくださいと，このとき，言ったのですが，それが一つ。

それから，代理投票もいいのですが，ほかの人たちが書いている横で，では読み上げますと言って，読み上げたら私のプライバシーはどうなるのかというところで，そうするとＡＬ

Ｓの患者さんが，郵便投票ができないので，何とか代理投票で来ても，ＡＬＳの患者さんのために大声で言うのかと，これも差別ではないかと。個室を用意してもらったほうがいいのかと，いろいろとけっこう考えました。それも，福祉の分野で，ちょうど事例のところにも別の意味で視覚障がいの私を見ないでガイドの人を見るというのは，それはつながっているのではないかと思います。ただ，かえって知的障がいの方が選挙権，法定後見制のところでも選挙権が得られるようになりましたけれども，果たしてその方が行ったときに，どういう支援をするのか。代理投票，あるいは支援をするのかということも条例に盛り込めればいいかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。選挙における投票等のことについても，条例の中に盛り込んでほしいということです。

（松永委員）

視覚障害者協会の松永です。

ピント外れなことになるかもしれませんけれども，私はこのところを読ませていただいて，私は視覚障がい者の立場でこれを採用したらどうかと思ったのは，実は福祉関係の施設の職員の方々が，先ほども話があったかもしれませんけれども，それぞれ自分の得意とするところがあるのかもしれませんけれども，そうでないところ，それを視覚障がい者に当てはめると，そこに視覚障がい者が行ったら，きちんと対応してくれるだろうか。

私は，ある高齢者の施設で視覚障がい者の方が，高齢になってから視力を失った方が入所したときの対応の相談を受けたことがあるのです。そこには，初めて視覚障がい者が行ったために，高齢の他のいろいろな障がいの方の対応はできていたのですけれども，視覚障がい者がその施設に入ったときに，どう対応したらいいか分からないという相談があったのです。それぞれ自分の得意でないところの障がいのある者が入ってきた場合どうするか。そこでは視覚障がい者の誘導ですとか，あるいは日々のレクリエーションのときはどうするか。いろいろ状況を聞きますと，視覚障がい者の方はレクリエーションがあっても，やることがないからぽつんと座っているだけだと。そのようにいろいろな面での対応のまずさが確認できたので，そこでその人達に，一応，視覚障がいの対応の仕方の研修をしました。

２回ほどその施設，あるいは当事者の方のご自宅に伺いながらも，いろいろ説明してきたのですけれども，今回のこの資料を読んだときに，それぞれの障がいを理解していない。それがその人たちは別に差別をするだとか，そういうことを思っていないわけですけれども，要するに患者の合理的な配慮が，視覚障がい者に対する配慮がいかない。みんなそれぞれの障がいに対する配慮が足りていないのではないかと思っているのです。いくら福祉の専門家

だからといって，すべての障がいに対する知識があるわけではないと言ったら失礼かもしれませんけれども，多分，ないのだろうと思います。というのは，ホームヘルパーの研修の状況を見ても，視覚障がい者に対する部分が，時間的に少ないということは，私たちは思っています。そういう意味で，ここに出てきた文書を見たときに，対応の仕方をご存じでないと言ったら失礼かもしれませんが，今，遁所委員からありましたけれども，視覚障がい者とヘルパーさんが訪ねていったときに，視覚障がい者に対応しないで，ヘルパーさんのほうだけ見ている。そういうことも実際にあります。そのように，個々の障がいに対する理解が，福祉職員，あるいは市民だとしても，そういうところがうまくいっていないのではないかと思うのです。そういう意味で，結論みたいになってしまうかもしれませんけれども，その辺のところをどう伝えるか，あるいは職員の方々に研修をするだとか，そういうことを持っていかないと，多分だめではないのだろうと。いくら事例がいっぱい出てきたとしても，そう簡単には一つ一つ対応できるかといったときには疑問がありますので，まずそれぞれの職場の方々もいろいろな障がい別のことをもっと研修していただいて，理解いただく。そこから対応の仕方が出てくることによって，ここで上がっているようなことを解決できていくのではないかと感じました。

（長澤座長）

ありがとうございます。そういう福祉関係の職員の障がい特性の理解，対応の仕方についてもしっかり理解するということ。そのための研修をするということ。もう一つ伺っていて，不足の部分に関しては連携を取って，やはりあまり得意でないところに関しても，不足にならないようにするというようなことは，改善策として，これは活かしていけるのではないかと感じましたが，そのようにとらえてよろしいでしょうか。

（松永委員）

はい。

（長澤座長）

ありがとうございます。先ほど，桝屋委員から，条例を作った後に，市民の方が分かるようなマニュアルだとか，指針だとか，そういったものを作っていく必要もあると思いますし，条例を作って，これはいい表現かどうか分からないのですけれども，逃げ道になるようなものができるだけないようにというようなことです。例外を作るというようなことがないようにという意味ですよね。ありがとうございます。

では，熊倉委員，お願いいたします。

（熊倉委員）

私がお話ししようとするのは，まだ，前段部分のかかわりなので申し訳ないのですが，い

ろいろな対応の場面で，障がい者本人を見ないで，それを支援してくれる人を見て進行するという話が何度も出ました。長谷川(イ)さんのお話には，町内会長さんでしょうか。自治会の連合会でしょうか。そういうところへあいさつに行ったときに，そこで出る話というのは，まさに障がい者ということであると，それはもう支援を受けるだけの人というような，固定的な観念であるわけなのですが，私どもの団体では，社会保障というのは困った人が，その困り具合に応じて支援を受けられるものというのが，基本的には社会保障なので，そして一人ひとりが社会に参加するというのは，障がいのあるなしに関係ないので，ですからあくまでもいろいろな行為の主人公は，障がいのあるなしにかかわらず，本人というのは必ずいるわけで，基本的には本人と対峙するという当たり前のことが，出発点になるかと思うのです。その辺の基本線が，これから，先のいろいろな事例検討のときに，そこから出発して，これはどうなのかなというような考え方に立つべきではないかと思っております。障がいのある方も，困ったときには困ったという表示ができるようにして，そしてそれに対してどういうところでは答えてもらえるし，答えてもらえない場合もあるということを理解するということは必要だというように思います。

それで，惻隠の情などという言葉もありまして，障がい者らしい人がいたとしても，その人が本当に支援してほしいといったときから，そこのコミュニケーションが始まるべきだなというあたりも，本人を大切にするというような意味での大事な要素かと思いました。そうすると，どういうところでは最大限の配慮がされるべきであるとかというあたりを一つずつ考えていくようにしたらいいのかと思って，原点は一人ひとりが主人公だということ，それは常にそこから出発するべきだと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。やはり，一人ひとりを大事にする，一人ひとりを中心に据えて考えていくというようなご意見と，障がいのある方，そういう困り感を持った，あるいは差別だと感じた方が訴えられる，しっかりそれを意思表示できるようにしていくことが大切ではないかというご意見と私は感じました。ありがとうございました。

委員の皆様から，いろいろこの改善策につながるような視点，あるいは具体的なご意見が出されているのではないかと思っております。今一度，福祉というものに限って，差別的な扱いを受けないために，あるいは，サービス提供を制限されることがないようにするための改善策といいますか，そういった点についてのご意見ももう少し頂きたいと思います。いかがでしょうか。

（石川委員）

聴覚障がい者協会の石川と申します。

先ほど，長澤座長がおっしゃったように，やはり，障がい者それぞれの特性，特徴をはっきり正しく知ること，皆さんに広めることはとても大切だと思います。そういうことが差別をなくす方法の一つではないかと思います。だから，私は思うのですが，先ほどお話が出たように，発達障がいというのはどういう障がいなのか私自身もよく分かりませんし，精神障がい者の方はどういう障がいをお持ちなのか。視覚障がい，車いすを使用というのは分かりますけれども，目に見えない障がいを皆さんにきちんと理解させるということがとても大切ではないかと思います。差別をなくすための方法ではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。やはり，そういう障がい特性を市民の方々にしっかり知っていただくということを，まずは一番大事にして条例に盛り込んでいくというご意見かと思います。ありがとうございました。

（片桐委員）

私は自ら４年前から視覚障がいになったのですけれども，情報がないのです。情報の入手が本当にできなくなって，一つ一つ自分で調べて，自分で役所へ行って，あちらへ行きなさい，こちらへ行きなさいとたらい回しにされて，まったく情報がなくて，これ以上になったら本当に地域に，ここに書かれているような，お年寄りの障がい者の人，地域でどうやって生きていくかということになると，私は障がい者手帳を取りたいと思って，障がい者手帳を３月に申請しました。５月に結果が来ました。却下でした。その却下もたった１行，障害者福祉法によってこうだと。まるで米粒のような字で書いてあって，私には読めませんでした。私たち視覚障がいというのは，読むことが生きることなのです。生存権の問題なのです。読めないということは本当に切ないことなのです。代読とか代筆とかということで。

それで，私はどうしてもこのたった１行の文書が納得できなくて，いろいろな方に聞いて，私自身で判断して，７月 15 日に異議申立書を新潟市役所に出しました。それがどうなって返ってくるかは分かりません。目の問題だけではなくて，目にまつわるいろいろな状況，その中で，私は本当に差別を受けたというのは，私は大学病院に掛っているのですけれども，大学の先生が，あなたのこの診断書，このように書いたのですけれども障がい者手帳を申請するときにこういうことを書いたらだめなのではないかと，先生は分かるのですかと。それで，先生を差別され，言われたのと，私が差別されるのと，本当に切ない思いをしたのです。

先ほど彼が税金の無駄遣いと言われたように，本当にちょっとした紙一重でもって障がいか障がいでないか，本当に私は見えないのです。見えるのですけれどもベールが下がっていて真っ白くなって，皆さんの顔がうっすらと見えるくらいです。そういうものは，薬のせいでそうなっているのですけれども，そういうもので，もう少し配慮が必要なのではないかと

いうことと，情報の入手が本当に欲しいです。たらい回しにされて，本当にしかたがないのです。

それともう一つ，先ほど彼が言われたように，発達障がいの件です。うちの孫も発達障がいです。今，発達障がいという言葉がようやく流行語のようになって皆さんから注目されるようになったのですが，発達障がい一つ取ってもとても大変な障がいなのです。アスペルガーとか広汎性とかいろいろありまして，百何十種類もあるのです。それを本当に皆さんから理解していただくということは大変なことなのです。自分の孫は，バスに乗ってしまって那須高原まで迎えにいきました。何が起きるか分かりませんので，警察に身柄を確保してもらうのに全国指名手配もしました。今は少し落ち着いているのですけれども，皆さんおっしゃったように，行く場所がないのです。本当にその行く場所を探しあぐねるのに，私と私の娘は一つ一つそれを自分自身で探さなければならないのです。やっと入所が決まったのですけれども，入所が決まるまで何年もかかりました。情報がないのです。聞かせてくれないのです，社会福祉協議会もそうですし，市役所もそうです。そういう情報をもっとそういう人たちに知らせてほしいということと，地域で，先ほど言われたように，お年寄りも障がい者の人が入っています。そういうものも本当に一緒になって，地域で話せる，みんなが話ができる場所が欲しいと思います。学校区に一つずつ，そういう人たちが集まって話せる場所を作っていただきたいと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。情報の基については，やはり福祉に関する情報というものが特に重要だと思います。あらゆる障がいの方々が重要な情報をしっかり得られるようにするということは，ぜひとも入れていくべきことだと思います。

また，異議申立という話もありましたので，納得できない結果になった場合の差別等に関して，それを申し立てていくような記述というのですか，そういったものを入れることも必要なのではないかと，お話を伺って感じた次第です。ありがとうございました。

（長谷川(イ)委員）

私は西区の身体障がい者の文化厚生部というところの役員をしていますが，もう一人の人が体調を壊したので，今度，ろうあの人を委員にしてもらって，私とろうあの大倉さんという人と二人で，文化厚生部というのは行事のようなものを決めたり，下見に行ったり，行事に関することなのですけれども，今日も大倉さんから福祉事務所に来てもらって，二人でいろいろ相談して，けっこう生き生きとしていたのです。いろいろな障がいの人が役などをして生き生きとできるようになったらいいなと思います。少し問題からずれているかもしれないのですけれども。

（長澤座長）

障がいのある方々が地域でいろいろな役割を果たし，生きがいというか，生き生きできるようなというご意見でしょうか。

（長谷川(イ)委員）

いろいろな障がい者が，私であれば身体障がい者ですけれども，ろうあの人とか，盲の人とか，そういう人たちが一緒になって役員をして会を活性化していくというような，それで生きがいを感じるようになってもらえればいいかなと思うのです。

（川崎委員）

先ほどは振っていただいたのに満足な話ができなくて申し訳ありません。

まず，この事例の，最初に福祉サービスということで出てきて，私自身も戸惑っているところがたくさんあって，始まりなのでもっと時間がかかってもいいのかなという気がしています。慣れることによって次以降がけっこうスムーズに流れるような気がするし，進め方についても変わるのだろうと思います。

ここの分野，福祉分野ということなので，そこに関わる分を最初にお話しさせていただきます。いずれの分野も，考えさせられるものばかり，事例ですが，施設運営という側の者としてはあまり申し上げたくないですけれども，起こりうる，起きているかもしれないと思うものです。したがって，そのような意味でも，しっかり考えていかなければならないということがあります。

頂戴した資料の分析，解決の整理，これは基本的にいいのだろうと思うのです。ただ，書きぶりの辺りで，非常に正確に書こうとしていらっしゃるので，例えば，資料２の類型の（１）のところで説明欄，障がいを理由としてうんぬんということで，最後，括弧できちんと書き表されているのですが，例えば，このところを最初に障がいを理由として他者と異なる取り扱いをするというように，これよりももっと平たく言えるといいのかなという気がしています。そのうえで足し算をするということで進めると，少し長くなって恐縮なのですが，こういう書き方も一つあるのかなと。これがより多くの方に伝わるということで考えていく，この資料の中でも考えていく必要があると思います。障がいによる差別という類型が難しいので，書きぶりの辺りでも平たく言うことが必要かなという気がしています。

また，望めるものであれば，冒頭にも話がございましたけれども，事例の背景というものを少し掘り下げるといいますか，書いていないことを想定するというのは，事例を提示された方にとって違うことにもなりかねないのであまり好ましくはないのですが，ただ，理解を深めるという意味では想定もありなのかなと。少しまたブレた話をさせていただければ，あえて皆様方にも考えていただきたいことを一つ申し上げたいと思います。双方向からの理解

という視点もどうかという思いを持っております。例えば，障がいのある方から障がいのない方への理解。ここにいらっしゃる方々は障がいというものに理解のある方々が多いので，あえてこういう言い方をさせていただきますが，なぜ差別と言われるような事象になってしまうのか。その背景は何なのかということを理解する。決して容認せよという意味ではありません。そこをつまびらかにしていくことがあって，そしてまた，障がいのない方という括りも，先ほど長谷川(イ)委員がおっしゃったように，地域の中で見守りという話が出ました。障がいのない方，こういうものすごく大きい漠然とした括りなのです。こういった括られた中にも，生活にお困りの方，高齢で移動するにも困難を伴う方などもいらっしゃるわけです。ただ，障がいのない方の括りの中に入っていらっしゃいます。見守りや何らかの対象は，高齢であれば障がいのあるなしに関わりはないと思うのです。それをあえて分けようとして，障がい，高齢という分け方をする。これは双方向というよりも縦横に両方が含まれる。障がいのある方はどの地域にもいらっしゃる。まず，これを当たり前のこととしていくためには，当たり前のことをお互いに双方向，また，障がい同士も双方向からの理解といったものを検討の中の視点に加えたらいいのかなということを，あえて申し上げさせていただきたいと思います。

そのうえで，障がいがないという側の話を少しさせていただきたいと思います。現状を整理するという意味で，障がいや障がい特性ということはもちろんなのですけれども，差別，人権というようなことをすべて理解していらっしゃる方はまずいない，わずかにはいらっしゃるでしょうか，ゼロとは言いません。ただ，それを日常的に考えたりしながら生活を送っていらっしゃる方が果たしていらっしゃるかどうか。もちろん，私を含めてです。そういう方々の理解を持てる条例を作ろうということであるとするならば，やはり，そういったところも双方向から，あえて言いますが，双方向からの理解を作るという視点を持っていただければという思いであります。そして，条例，先ほど来，皆様方の話の中にも出てくるのですが，条例は作ることが目的ではないので，何を伝えるのか。むしろ，もう一歩踏み込んで，その条例を使ってどのようなことをしたら目指すものができあがるのか，条例をどう使うのかといったことを想定しながら作業を進めることが有効なのではないかと思っております。

話を戻しますが，資料として整理いただいたものはよく整理できているなと私は思いますし，これ以上の整理はないと思うので，むしろ，今申し上げたような視点で，ではどうなのかという検討，また，皆様方の思いをお互いにここに提供しあったらいいのではないかと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。今回，第１回目ということで，やはり，拙速に結論を出すとい

うよりも，時間をかけて意見を聞きながら次につなげていきたいということは，私も感じております。

恐らく，今日出されたさまざまなご意見をここでつなぎ合わせて，一つの何か具体的なものを出すというのは難しいと思うのです。しかし，次回に向けてそれらを整理して，みんなで出された意見というのはこういうような内容だった，こういうことが重要だとされたのではないかということは，集約して出せるのではないかと思っております。

すみません，勝手にまとめてしまって。

（竹田委員）

川崎委員が私が言いたいことを全部言ってくれたので，私はあれなのですが，最初に，市民の方々にどういうものがこの３類型の特徴的な事例なのかを示すということが大事なのではないかという発言をしておいて，改めてこれをそういうつもりで読んでいくと，これらの事例がとても難しいなと思ったのです。本当に，川崎委員が言ったとおりで，どう考えても単なる説明不足ではないかというような感じのところもあったり，これを障がいを理由として福祉サービスの提供を拒むことの特徴的なモデル事例として出されたら困るなと逆に思ったり，とても混乱してしまっていたのです。

その内容は川崎委員がおっしゃったとおりの内容で，例えば，障がい特性という話が出てきておりますが，もともとすべての障がいの特性を熟知している人などは当然いないわけですし，同じ視覚障がいの人でもＡさんとＢさんの困り感というのは全然違うのです。同じ視覚障がいの人だから，私の知っているＡさんはこういうことで困っている，あなたも当然それで困っているのでしょうというような，一色単に括られることこそが一番嫌だったりするわけではないですか。だから，そういうことになってくると，熊倉委員が言われたように一人ひとりの個人ときちんと対峙して，その方の困り感は何なのですかということをきちんと聞いていくということの中にしか，解決策というのはきっと出てこないのだろうと思ってしまうわけなのです。そうなってくると，例えば，ここで出されている事例５から始まるいろいろな事例をこういう事例ですと出すのは，かえって誤解を広めてしまうというのが今の私の感想です。その辺のところを川崎委員の意見でというような感じでまとめてもらうとありがたいと思います。

（熊倉委員）

迷路に入るつもりはないのですけれども，実際に困ったという具体的なものが出てきて，そして，今，事例５をはじめここにある事例を読んで考えたときに，実は，困り感，一人ひとりは違うという中で，なかなかないという人の場合は，かりに全部新潟市のものを見渡しても，実はなかなか難しいというケースも恐らく入っているのだろうと思うのです。

それで，ここでそれを言う話ではないのかもしれませんけれども，率直に言って，それは，今，自立支援協議会というものが各区にありますので，それぞれお世話になっている支援者，相談機関，どこのチャンネル経由でもいいから，やはり，そういう困ったようなケースについては問題としてまな板の上にあげて具体的に追求していくべきではないかという気がいたします。少し余計なことですけれども。

実は，特別支援学校のほうで，どちらかというと重度，心身という方々から寄せられた話の中には，生活介護よりももう少しきめ細かいサービスをやってくれるところがなくて，やってくれそうなところは何か所かあるのだけれども，それはせいぜい頼んでも週に１日しか引き受けられないというのが，断片的に情報としてその方々が聞いていると。しかし，本当にそういう状況の方がマンツーマンの特別支援学校を出てから，それからのほうがずっと長いわけなので，そのときに日中の居場所もなかなかないという状態に，それからずっと落ち込むわけなのです。そのようなケースの場合を考えてみたときには，実は，今，そういう時代になっているので，そういうところに出しましょうとか，相談しましょうということも併せて，この辺も進展と同時にそういう仕組みも，私どもも使い方はよく分かっていて，そういうものが機能できるようにするべきではないかと，これは少し余計なことなのですけれども，思いました。

（長澤座長）

ありがとうございました。

この辺で，やはり条例ということになりますと，法令に関する知識というものが私などはまるでないので，こういう振り方も少し乱暴だとは思うのですが，今まで，いろいろな視点を出していただいたり，こういう改善策が必要だというようなさまざまなご意見が出ました。現段階で条例としてまとめるに当たって，恐らく十分ではないと思うのです。さらにどういった議論，あるいはどういった視点が必要なのかということについて，ぜひとも専門の委員の方にお聞きしたいと思うのです。

私の疑問点はお分かりいただけますでしょうか。これまた指名で恐縮なのですが，田中委員に，現段階でこの先どういうことをもっと出せば条例化に向けて前進できるかということについてお伺いしていいでしょうか。

（田中委員）

大変難しいご質問をいただきました。いろいろな事例を無理矢理三つぐらいのタイプに分けてみますと，障がい者の方に対応する側が少しだけ努力すればよりよいコミュニケーションが可能になるような事例があるのだろうと思います。そういったものについては，事務局のほうでご用意いただいた資料にありますように，周知，啓発といった対応が有効になると

思います。

それから，一定のお金，物が必要な事例もあるのではないかと思います。先ほど，選挙の投票の際に個室の用意が必要な場合があるのではないかというご発言がありましたが，そういうものについては一定のスペースやお金がいるだろうということであります。こういった事例については，その物なりお金の必要の程度によって，すぐにできることもあれば時間がかかることもあるだろうと思っています。

三つ目のタイプは非常に難しいタイプなのではないかと思います。必ずしも障がいについて知見のない私の感想程度のものとして聞いていただきたいと思うのですが，資料２の１ページ目の②，一番下，事例の 30 です。排せつの自立が完全でないという理由で，皆と一緒にプールを利用できるのかというものになります。記述の患者の程度によって話が違ってくるのだろうと思います。また，たしか福島県から避難されていた方の事例があったと思うのですが，これは参考資料１の事例の 15， ６ページです。避難所で静かにするということが理解できない息子さんが走ったり飛んだりして，同じように避難してきた身体障がい者の方々との間であつれきがあったという事例と受け止めました。こういった問題はなかなか解決が容易ではないように思います。お金，物で対応するのもそう簡単ではないのかなと思っています。

私の分類が正しいかどうかは別ですが，このように考えていきますと，一定の対応の方法，普及啓発で済むのか，それともお金，物がいるのか，お金，物だけでは足りなくてなかなか難しいなというものがあります。これによって条例における位置づけを変えていくということが一つ考えられると思います。

長くなって恐縮ですが，参考資料５を見ていただきたいのですが，参考資料５で，千葉県の条例，さいたま市の条例，それから熊本県の条例では，「不利益取扱い」及び「合理的な配慮の不提供」を，「差別」と定めるなど，規定を置いて，そのうえで分野ごとに具体的な定めをしていると書かれています。としますと，具体的にこれらの県で，あるいは市で，どういった定めがなされているのかというのは，多少議論の参考になるのではないかと思います。ですから，こういった定めが手に入るのであれば，ご覧いただいて検討していただければと思っています。

もう一つ，しつこいようで恐縮ですけれど，北海道の条例を見ていただきたいのですが，北海道の条例は，何が差別かを具体的に定めないような形になっています。今までのご議論の中で，線のひき方が難しいというようなご意見，いろいろございました。そもそも，差別の典型例などがあげられないとすれば，北海道のように具体的な定めを置かず，むしろ参考資料５の裏側にありますように，自治体の施策・取組みということでいろいろ条文が並んで

いるので，取組みのほうに焦点を当てた条例を定めるとすると，そういった方法もあり得るのではないかと思いました。

委員長のご質問の趣旨に合っているかどうか分かりませんが，私からの発言でございます。

（長澤座長）

大変ありがとうございました。急なご指名にもかかわらず丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。

（遁所委員）

今の田中先生のご発言のところで，６ページの郡山のお話なのですけれど，実は新潟市の障がい者計画の審議会で，この事例については私も質問をいたしまして，福祉避難所については，国のところで親族と子供と二人くらいで避難すると決まっていたそうで，それで新潟市が特別に，特例で何か条例なり，市の規則なりを決めてやってもらえないかという提案はした記憶がございます。そのときにやはり福祉会館とか，社会福祉協議会の会館を開けるのはできないというお答えがありまして，ですからやはりここで事例５が出たところで，審議会でも発言したことも併せて，今の田中先生のご指摘もあったように，これをきっかけに熊倉委員がおっしゃったような，自立支援協議会に上げて，条例検討の少し枝が分かれるかもしれませんが，新潟市独自のほうに結びつくという話し合いもおもしろいかなと感じました。

（長澤座長）

貴重なご意見ありがとうございました。

（桝屋委員）

もう1点だけ，気になったところがあるのですけれど，資料２の４ページ，事例24ですけれども手帳自体の差別というところがあるのですけれど，これに関してもですけれど，身体とか知的の方というのは，交通利用をする，特にＪＲとか遠方に行くときには，割引のサービスがあるのですけれども，精神とか発達障がいにはないのです。つまりレクリエーションの差別とかいうものもあると思うのです。それに負担が大きいです。

身体の方は，手帳をとってしまえばそのままずっと永続ですけれども，精神とかあるいは知的の療育手帳，そういった手帳ですと，やはり２年に１度の更新があるので，それもかなり負担ではありますし，特に発達障がいとか知的の障がいに関しては，一生，生まれついての生来のものだと思うのですけれど，それについても，どうやら間違ったのかどうか，制度の問題なのかは分からないのですけれど，発達に関しては精神扱いで，もしかしたら治るかもしれないから２年に１度という更新もあるのかなと，そういう制度的な差別というものも，今感じており，そこら辺については制度を作っていらっしゃる行政の方にも厳しいご意見なのかと思うのですけれど，治らないものは治らないのです。生まれついてのものですから。

それについて，治る見込みがあるからと言って，更新の手続きをしてしまうという時点で，そこでも差別が生まれているのではないかと思います。

この条例を施行するにあたっては，行政の手帳の制度とか福祉サービスなども見直すべきなのではないかというところが，負担ではあると思うのですけれども，していただけたらと思います。そういう話し合いももちろんできればと思いますし。

（長谷川(イ)委員）

私，身体障がい者なのですけれど，手帳をもらっているのですけれど，２年に１回あるのです，更新みたいなものが。お医者さんから診てもらって，それで級数が上がるときもあるし，逆に下がるときもあるのです。

（長澤座長）

手帳制度そのものについても，差別と感じることがあるというようなご意見だったかと思いますし，それが条例としてどう生かされるかということも，検討していく必要があるのかと思いますが，なにぶん国の制度としてあるので，どこまで踏み込めるか，私も分かりかねるところはあります。ご意見をありがとうございました。

ここで，資料２の５ページに，事例の解消方法として，考えられる解消方法の例，未然防止の取組①として，理解促進のための周知啓発，合理的配慮に積極的に取り組む事務所の表彰・認証等など，書かれているのです。もちろんこれだけではないと思います。福祉分野において，差別解消のためにやらなければいけないことは，まだまだあると思いますけれども，ざっとこれをご覧になって，やはりこういったものが不足しているのではないかというようなご意見も，条例制定につながる貴重なご意見になると思いますが，この視点でご意見をいただけないでしょうか。

（小泉委員）

小泉ですけれど，ここにある解消方法というのは，おそらくはお役所が通常やっているところのパンフレットの配付ですとか，研修ですとかというところが出てきているのだと思います。根本的なところからいうと，障がい者に対する差別とか，そういったところの解消方法ということで，やはりひと括りにされているのです，どちらかというと。ほかの条例などを全部見ても，結局，障がいというものは，全部ひと括りになってしまっている。

何らかの形で，今，これだけいろいろな障がいを持っていらっしゃる方，固有の障がいの特性から出てきている，それを差別と受け止める，受け止め方が違うんだよという意見は出てきているわけですから，全体としては，障がいを持つというところの，障がいの特性ということを，一つ一つ理解できるような形の条例のたてづくりというか，そこが必要になってきて，それに対する未然防止の取組みですとか，思うに，事後の解決の仕組みなどを考える

と，１本の事後解決ということで，全種類の障がいを解決できるのかというところが見えてこない。

ですから，それぞれの特性に合ったような，そしてそれぞれの特性を理解し合えるというためには，何が必要なのかというところを，もう少し議論しなければいけないでしょうし，先ほど，双方向からというご意見も出ました。双方向というのも，各障がい個別によって違うのではないかというところがありますので，もう少し吟味したような，条例ですから法律と同じように一般化しなければいけないのは分かっているのですけれど，それぞれ，今日出てきているようなご意見なども踏まえたうえで，何とか工夫できたらと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

障がい特性の理解，理解し合えるための工夫といいますか，この部分が重要だということを，また認識させていただきました。単に解消方法の例をあげるということだけではなく，もう一度今のご意見も踏まえて，時間もだいぶ残り少なくなってきましたので，最後に皆さんにまたご意見をいただきたいと思います。

事務局にお伺いしたいのですけれど，ほかの市の条例については，資料はあるわけですね。参考にするとか，ほかでどうなっているかという。

（事務局）

第１回会議の資料３の中に，すべての条例が入っておりましたので。その後段のほうに。

（長澤座長）

ありました。ありがとうございます。資料３にほかの自治体の資料がありますので，ご参考にしていただきたいと思います。

一度，次回までに今日のご意見を，いろいろなご意見を出していただきましたので，一度これを整理してお示しをして，今後，医療分野とか商品販売とか，そういう分野に当たっていく中で，一つの形といいますか，そういったことをお示しする必要があると思っています。私の力量で今の意見をまとめて，こんなふうに今のところなっていますというのは難しいので，時間をいただきたいと思いますが，そのような手続きでよろしいでしょうか。

そうしますと，やはりほかの分野に移って議論するということはできませんので，ぜひとも，福祉分野にまず限定したうえでの，改善につながるご意見，改めてお伺いしたいということと，それにこだわらずとも，必要だと思われるような視点について，まだご発言なさっていない委員の方から，特に意見をいただければと思っていますが，いかがでしょうか。

（竹田委員）

６ページと７ページに一応出ているのです。千葉県と熊本県の福祉分野。これをまず，み

んなで確認してからだといいのかなと思ったのですけれど。

（長澤座長）

では，委員の皆様，資料２の６ページ，７ページを，もう一度目を通していただけないでしょうか。

当然，これをたたき台にとかそういう意味ではなく，やはりこういったことも参考にしながら，でも今回特に，同じ障がいであっても一人ひとり，困り感というのは違うのだということ，そういうとらえ方が大切だというようなご意見が出ましたので，委員の皆様からの今日の意見を尊重し，さらにこういう具体的な記述を参考にしながら，ある程度のたたき台のようなものを出すというか，たたき台といいますか，今日の議論のまとめのような形にして，次につながるような案として，次回，お出しいただくということは可能でしょうか。

勝手にまとめにかかっていますけれど。

（事務局）

今日，いろいろなご意見をいただきましたので，早急に今日いただいた意見を整理しまして，今後の進め方，それから資料につきましても，障がい特性というお話も，一人ひとりそれぞれ違うというご意見もいただきましたので，早急にまとめまして，今後の進め方について検討をしたうえで，長澤座長と相談させていただきたいと思いますが，それでよろしいでしょうか。

（長澤座長）

ありがとうございます。今のような方向性で，皆様いかがでしょうか。

（会　場）

お願いします。

（長澤座長）

ありがとうございます。それではそのような方向性で，早急に取り組ませていただきます。

だいたい時間もそろそろという感じになってきましたが，どうしても次回までにこういうことを検討してほしいとか，あるいはこういうことが言い足りなかったということがございましたら，遠慮なくお出しいただきたいと思います。

（片桐委員）

役所の方に聞きたいのですけれど，長谷川さんでしたか，障がい者手帳の件ですけれども，外的に見て，股関節の中に何か入れたりすれば障がい者手帳をもらえるのですけれど，いちばんもらえないのが，視覚障がいと聴覚障がいなのです。聴覚障がいの方が障がい者手帳がとれなくて，包括支援センターの人も大変苦労なさっているのですけれど，補聴器がもらえないのです。それで外に出られないのです。これをどうお考えなのかなと思って，障がい者

とかお年寄りの方たちを，だんだん家の中に閉じ込めてしまっているのです。

そんなことは簡単というわけではないですが，補聴器がなぜとれないのでしょうか，聴覚障がいの方に。それが分からないのです。外的に見て，この人は股関節が悪い，この人は人工透析をしているから，すぐに障がい者手帳が出るのです。視覚障がい者と聴覚障がい者だけが，本当に難しいのです。この辺はどうなのかなと，私はいつも疑問に思っています。

（長谷川(イ)委員）

７月28日に福祉会館の４階のところで，１時から４時まで補装具相談会というのをやっているのです。それで，みどり病院の先生とか，聴覚の人も来られますので，そこで相談されて，そして手帳をもらう段階というか，そういうことがけっこうあります。市報にいがたにも出ると思うのですけれど，そこに一度，そういう人がいたらぜひ相談してもらってください。

（片桐委員）

情報がないのです。そういうことを聞かせてくれる人が。

（長谷川(イ)委員）

補聴器の人も来ますので，補聴器の専門の方も来られますので，ぜひ大勢の方から参加してもらってください。身体障がい者の人も，先生から診てもらって，そして病院に行って，級数を上げてもらったりしている人もけっこういますので，よろしくお願いします。

（長澤座長）

貴重な情報ありがとうございました。よろしいですか，今，いろいろといい情報をいただきましたけれど，もし不足があれば直接お聞きいただければと思います。

（石川委員）

聴覚障がい者のことなのですが，聴覚障がい者は手帳をもらえないというのではなく，聴力のレベルによって，１級から６級というのがもらえますが，６級以上はもらえないですね。心身障がい者のように，年に１回とかいう更新はありません。そのまま手帳をもらえています。先ほど身体障がいのほうで更新があるという話を聞いて，びっくりしました。珍しいなと思ったのですけれど。

（長澤座長）

この件については，内容を個別にうかがってもらえませんでしょうか。申し訳ありません。

（竹田委員）

今日，初めて福祉サービス分野の論議をしてみて，これは大変だなと。今後の進め方についての一提案としてお聞きいただきたいのですけれど，せっかく今現在，ここに出ているような，千葉県，北海道，岩手県，さいたま，熊本，八王子，先行する自治体の条例案がある

わけですね。そこで出されている，ちょうど６ページ，７ページに示されているような内容をベースにして，そこで出されている内容が，今回市役所の方がまとめていただいた事例の解決をするうえで，これで足りているか　というような観点で論議していって，過不足を，各自治体の条例のいいとこ取りをして，過不足を入れて，この事例についてはこの内容では包括できないのではないかという感じの論議をしていくと，少しは論議がやりやすいのではないかと思ったのですが。

（長澤座長）

ありがとうございます。ぜひともその意見を参考にし，次回からスムーズにいくようにしたいと思っています。

（石川委員）

今度の会議ですが，時間が２時間と限られていますので，前もって用意して，この場で論議できるように，皆さんに準備していただきたいと，無駄のないような論議をしていただければと思います。

（長澤座長）

ありがとうございます。今のご意見も，ぜひともそのようにさせていただきたいと思います。

５．その他

（長澤座長）

それでは改めまして，第２回条例検討会を終了させていただきます。次回は８月22日木曜日，午後７時からの開催になりますので，皆様よろしくお願いいたします。

皆様には，お忙しいところ長時間にわたる会議にご出席いただき，大変ありがとうございました。マイクを事務局にお返ししたいと思います。

６．閉会

（事務局）

長澤座長，長時間にわたり議事進行ありがとうございました。委員の皆様も活発なご議論をいただきありがとうございました。

以上で第２回条例検討会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。